

令和5年8月4日
高齢福祉部
障害福祉部

18歳以上の中等度難聴者のための補聴器購入費助成事業の実施について

(付議の要旨) 障害者総合支援法の対象とならない18歳以上の中等度難聴者に対する補聴器購入費助成事業の令和6年度からの実施について決定する。

1 主旨

聴力の低下により周囲とのコミュニケーションがとりにくい中等度難聴者が、適切に補聴器を装用することで聴覚のバリアフリーを進め、就学における人間関係の構築、就労のための円滑な意思疎通や高齢者の認知機能低下の防止など、ライフステージに応じた生活の質を高めることを目的に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。

2 高齢者を対象とした補聴器購入費助成

(1) 現状

- ・令和4年度に実施した高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査(以下「高齢者ニーズ調査等」という)の結果によると、中等度難聴に該当する「通常の大さの声の会話が聞きづらい」と回答した方は、要介護認定を受けていない高齢者で6.0%、要介護認定を受けた方で16.0%であった。
- ・加齢とともに聴力が低下する加齢性難聴は、高齢者の日常生活や地域活動等においてコミュニケーションに支障を生じさせ、会話や外出、交流の妨げとなる。
- ・こうした難聴の高齢者が、本人の聞こえの状況に合った補聴器の選定や調整等が行われた補聴器を適切に装用することで、聴覚のバリアフリーを進めることができる。
- ・難聴者に対する経済的な支援は、障害者総合支援法に基づく「補装具費支給制度」により行われているが、対象は重度又は高度難聴に限られている。

(2) 課題

- ・高齢者ニーズ調査等の結果によると「会話が聞きづらい・聞き取れない方」で「補聴器を持っていない理由」を、要介護認定を受けていない高齢者の12.2%、要介護認定を受けた方の16.9%が「補聴器が高額だから」と回答しており、支援の必要がある。
- ・会話等の日常的なコミュニケーションに支障を感じているが、補聴器が高額で購入できない中等度難聴の高齢者に対し、経済的な支援を実施することで聴覚のバリアフリーを進める必要がある。

(3) 助成内容

対象者

次の全ての要件に該当する者

ア．世田谷区に住所を有する満65歳以上の者

イ．中等度難聴（40dB以上）である者（身体障害者手帳（聴覚障害）交付対象者除く）

ウ．専門医（補聴器に詳しい耳鼻咽喉科等）の診察及び聴力検査結果により、補聴器の必要性を認められた者

エ．住民税非課税世帯である者（前年度の課税状況による）

対象機器

管理医療機器としての補聴器本体、付属品（電池、充電器等）

助成額

50,000円

ただし、補聴器購入費総額が50,000円を下回る場合は、その額。

助成回数

1人1回限り

購入先

認定補聴器技能者（ ）が在籍する補聴器販売店

公益財団法人テクノエイド協会が、補聴器相談医の診断・指導に基づき、補聴器装用希望者の聞こえの状況の把握、適切な補聴器の選定及び適合調整（フィッティング）等を的確に行うため必要な補聴器に関する知識及び技能を修得していることを認定した者。

（4）所要経費

44,000千円（令和6年度分）

内訳

助成金：申請予定者680名×50,000円＝34,000千円

（特定財源として都補助金1/2）東京都高齢社会対策区市町村包括補助事業

・申請予定者算出根拠（令和4年度高齢者ニーズ調査等による）

一般高齢者（145,000人）×31%（非課税世帯）×0.73%（中等度で購入したい） 330名

要介護者（42,000人）×31%（非課税世帯）×2.7%（中等度で購入したい） 350名

330名+350名 680名

事務費10,000千円（都補助対象外）

コールセンター、受付審査等業務支援委託

今後の委託内容の精査により変動の可能性あり

（5）受付体制等

一連の事務作業は、大きな流れとして、（専門医での診断）（販売店で購入）がある。

・区民の利便性の観点から、相談体制及び郵送申請や電子申請を基本とした受付体制を確保する。

・区民からの相談や申請への対応は膨大な業務量が見込まれることから、～及びについて、アウトソーシングを検討する。

・制度構築にあたっては、総合支所保健福祉課やあんしんすこやかセンターと連携し、他の制度との整合性を確保するとともに、一次的な制度案内を行う。

3 18歳以上65歳未満の者を対象とした補聴器購入費助成

(1) 現状

- ・身体障害者手帳を所持している方は、障害者総合支援法に基づく「補装具費支給制度」による補聴器等の補装具費の支給があり、身体障害者手帳に該当しない中等度難聴児に対しては「中等度難聴児発達支援事業」において補聴器購入費用の助成を行っている。
- ・一方、18歳以上の方は、難聴により就学や就労等において意思疎通に支障が生じていても、身体障害者手帳に該当しない中等度難聴の場合、補聴器の購入費助成が無い。

(2) 課題

- ・「中等度難聴児発達支援事業」は18歳未満の児童に対して言語の習得や発達支援を目的としたものであり、18歳到達後は支援が途切れることから、18歳から65歳未満を対象として、主に就学や就労での円滑なコミュニケーションを図ることを目的として、補聴器購入を支援する必要がある
- ・「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」において、障害者等の意思疎通等を促進するために必要な施策を講ずることを定めており、情報コミュニケーションに関する施策を推進する必要がある。

(3) 助成内容

対象者

次の全ての要件に該当する者

- ア．世田谷区に住所を有する18歳以上65歳未満の者
ただし、65歳未満で本事業による補聴器助成を受けた者は65歳以降も引き続き助成対象とする。
- イ．中等度難聴（40dB以上）である者（身体障害者手帳（聴覚障害）交付対象者は助成対象外）
- ウ．専門医（身体障害者福祉法第15条による指定医師等）により、補聴器の必要性があると認められた者
- エ．住民税非課税世帯である者
- オ．助成を受けようとする対象者の属する世帯の世帯員のうち特別区民税の所得割額の額が最も大きい者に係る当該税額が46万円未満であること（助成対象者が大学等に在学中の学生に限る）。

世帯の範囲：障害者総合支援法に準ずる

（障害者本人とその配偶者）

対象機器

管理医療機器としての補聴器本体、付属品（電池、充電器等）

助成額

- ア．50,000円
ただし、補聴器購入費総額が50,000円を下回る場合は、その額。
- イ．医師が装用による効果が高いと認めた側の耳に装用する補聴器を購入する費用とする。また、医師が必要と認めたときは、両耳に装用する補聴器の購入費用をそれぞれ助成する。

ウ．助成の対象費用は、初めて補聴器を購入する際に要する費用又は5年の耐用年数を経過したことにより再度、補聴器を購入する際に要する費用とする。修理の助成は行わない。

購入先

認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店

(4) 学生への特例

大学等の在学者については、言語の習得や発達支援を目的とする「中等度難聴児発達支援事業」から継続して支援が受けられ、学業に専念できるよう以下のとおり助成内容を拡充する。

対象者

高等学校、専門学校、大学、大学院等に通学する学生（住民税 所得割額が46万円未満の世帯）

助成額

- ア．中等度難聴児発達支援事業と同様の助成内容（30dB）とし、助成額は補助基準額137,000円と補聴器購入費用を比較して、少ない方の額に10分の9を乗じた額とする。ただし、生活保護世帯又は住民税非課税世帯に属する場合は、補聴器購入費用を比較して、少ない方の額に10分の10を乗じた額とする。
- イ．医師が装用による効果が高いと認めた側の耳に装用する補聴器を購入する費用とする。また、医師が必要と認めたときは、両耳に装用する補聴器の購入費用をそれぞれ助成する。

(5) 所要経費

5,066千円（令和6年度分・特定財源なし）

内訳：大学等在学者（18歳以上23歳未満を想定）

申請予定者数 9名 × 137,000円 × 2（両耳分） = 2,466,000円

上記以外（23歳以上65歳未満を想定）

申請予定者数 26名 × 50,000円 × 2（両耳分） = 2,600,000円

同内容の事業を実施している他自治体の利用実績を参考にして算出

(6) 受付体制等

高齢者を対象とした補聴器購入費助成での(5)受付体制等と同様の体制を確保する。

4 今後のスケジュール（予定）

9月 福祉保健常任委員会（報告）

9月～ 事業開始に向けた準備作業（医師会との調整、販売店への周知等）

令和6年2月 福祉保健常任委員会（事業詳細報告）

4月 事業周知及び申請受付開始

補聴器購入費助成事業全体イメージ

dB (目安)	難聴度	支援制度		
		子ども (18歳未満)	18歳以上 65歳未満	高齢者 (65歳以上)
0~				
25~				
30~ (ささやき声)	軽度			
40~ (日常会話)	中等度	<p>中等度難聴児発達支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満 ・基準額 137,000円 両耳の場合 274,000円 教育上又は生活上配慮を要するとして認めた場合 ・原則1割負担 ・世帯に区民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象外(扶養0人で年収1,200万円相当) ・非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし ・5年に1回申請可 	<p>学生の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準額 137,000円 両耳の場合 274,000円 ・原則1割負担 ・世帯に区民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象外 ・非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし ・5年に1回申請可 <p>中等度難聴児発達支援事業と同様の助成内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助額 50,000円 (両耳の場合 10万円) ・非課税世帯のみ対象 ・50,000円以内は自己負担なし ・5年に1回申請可
70~ (電話のベル)	高度	<p>障害者総合支援法による補装具費の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1~6級の方 ・原則1割負担で収入に応じた負担上限 ・非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし <p>世帯(本人、配偶者)に区民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象外</p>		
90~ (カラオケ店)	重度			

65歳未満から継続有